

【ドイツ】第2次難民対策立法

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 難民の流入の制御を目的として庇護法等が改正され、庇護申請手続の迅速化、家族呼寄せの制限等が定められた。

1 法律制定の背景

シリア等中東諸国の政情が不安定であるため、2015年には、100万人を超える難民がドイツに流入した。そのため、庇護申請の審査が遅滞している。本当に支援を必要とする難民に対して迅速に適切な保護を与えるためには、難民の地位が認定される見込みの少ない外国人からの庇護申請に迅速に対処する必要がある。

庇護申請手続の迅速化のため、既に2015年10月に立法措置がとられ、庇護法が改正されている（第1次難民対策立法—2015年10月24日施行）（注1）。その主な内容は、バルカン諸国からの人の流入を阻止するために、アルバニア、コソボ及びモンテネグロを「安全な出身国」（注2）に追加したことであった。

2 第2次難民対策立法の概要

難民の流入を制御するために、2016年に第2次難民対策立法が行われた（2016年3月17日施行）（注3）。この立法措置は、庇護申請手続の迅速化のほか、家族呼寄せの制限等を目的として、庇護法や滞在法等を改正するものであった。以下、その概要を紹介する。

(1) 手続の迅速化—特別な受入施設の設置—

庇護申請者の受入れは、人口及び税収に応じて州が平等に所管している。庇護申請者は、16州の中から1州を割り当てられ、当該州の受入施設に滞在して、近傍の連邦移民難民庁の支部において庇護申請を行う。

今回の改正により、難民の地位が認定される見込みの少ない外国人については、連邦全域のために設置された特別な受入施設が所管することになった（庇護法第30a条）。難民の地位が認定される見込みの少ない外国人とは、具体的には、「安全な出身国」からの外国人、文書の偽造や重要な情報の秘匿、庇護の再申請を行った外国人等である。

特別な受入施設は、州の受入施設、連邦移民難民庁の支部及び行政裁判所の支部が一体となったものである。特別な受入施設においては、庇護申請から1週間以内に審査及び決定が行われる。決定に不服がある場合には訴訟を提起することができ、裁判は2週間以内に確定する。裁判手続及び出身国への送還も特別な受入施設が所管する。庇護申請者は、庇護申請手続の間、特別な受入施設における居住を義務付けられる。

特別な受入施設は、連邦全体で3～5か所設置されることが予定されている。既にバイエルン州のバンベルク（Bamberg）及びマンヒング（Manching）に、そのような受入施設が設置されている。

(2) 家族呼寄せの制限

従来、補完的保護（注 4）を保障された外国人は、難民の地位を認定された外国人と同様に家族を呼び寄せることができたが、今回の改正により、2 年間、家族を呼び寄せることができなくなった。

(3) 国外退去強制の厳格化

重大な健康上の理由がある場合には国外退去強制が禁止されるため（滞在法第 60 条第 7 項）、庇護申請を却下された外国人は、国外退去強制を免れるために医師の診断書を提出することがしばしばあった。

今回の改正により、国外退去強制を行うと生命にとって危機的に重大な病気が悪化するであろう場合に限り、国外退去強制が禁止されることになった。国外退去強制には、出身国の医療がドイツの医療と同等である必要はなく、出身国の一部のみで当該医療が行われている場合にも国外退去強制が行われる。

また、庇護申請を却下された外国人が旅券等の書類を所持していないために、国外退去強制を行うことができない場合も多い。国外退去強制の事務を所管する州を支援するために、国境警備を行う連邦警察に新しい部署が設けられる。この部署は、庇護申請者の出身国の大使館と連絡を取り、帰国のために必要な文書の入手を行う（滞在法第 71 条第 3 項）。

(4) 未成年者の保護

庇護申請者の受入施設においては、児童に対する性的暴行が頻繁にある。加害者は、施設で働く者の場合と難民の場合がある。今回の改正により、受入施設は、未成年者と関わる任務を行う者を採用する際に、性犯罪歴等が記載された行状証明書（Führungszeugnis）（注 5）の提出を求めるものとされた（滞在法第 44 条）。

注

(1) Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz vom 20. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1722).

(2) 「安全な出身国」とは、政治的な迫害のおそれがないと推定される国で、これらの国からの外国人の庇護申請は、当該外国人が政治的な迫害のおそれがあるという推定の根拠を示さない限り、「明らかに理由がない」として却下される。2015 年 8 月から 12 月にかけて、アルバニア、コソボ及びモンテネグロからの外国人の庇護申請件数は、50～80%減少した。

(3) Gesetz zur Einführung beschleunigter Asylverfahren vom 11. März 2016 (BGBl. I S. 390).

(4) 補完的保護は、難民条約に定義する難民の地位は認定されないが、人道的な理由により出身国に送還すべきでない外国人に保障される。2015 年に補完的保護を保障された外国人は 1,539 人であり、第 1 次申請件数全体の 0.6%であった。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Asylgeschäftsstatistik für den Monat Dezember 2015, S.7.

(5) 連邦法務省所管の刑事裁判の記録の中から、個人の記録を取り出したものが行状証明書である。

参考文献

・ Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/7538*.